



2019年5月30日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証第一部・コード3244)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長
兼経営企画部長 平山 好一
電話番号 03-5224-3139

大和証券グループとの資本業務提携、

第三者割当による自己株式の処分及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、
株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2019年5月30日開催の取締役会において、株式会社大和証券グループ本社（以下「割当予定先」といいます。）との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に係る資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）の締結、並びに第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。）の発行について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社と割当予定先との本資本業務提携に伴い、提携強化のため、当社株主と割当予定先との間で当社株式を市場外の相対取引により譲渡することにつき合意が見込まれていることから、当社株式の売出し（以下「本売出し」といいます。）を行うことになりましたので、お知らせいたします。

さらに、本売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主に異動が見込まれますのでお知らせいたします。

記

I. 資本業務提携の概要

1. 資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、土地の仕入からマンションの企画開発、賃貸募集、物件管理、物件の保有及び売却をグループで完結することができる総合不動産業であり、日本全国を事業エリアとしております。

当社グループは、2018年9月18日付で公表した2019年度から2021年度を対象とする中期経営計画「サムティ強靱化計画」において、今後の安定した収益及びキャッシュフローを高めることを目的として①フィー収入事業の強化・拡大のため、当社がスポンサーサポート契約を締結するサムティ・レジデンシャル投資法人（以下「SRR」といいます。）を中心としたビジネスモデルを強化し、ホテルマネジメント事業を拡大させること、国内不動産市場における成長

を取り込むことを目的として②ホテル開発・オフィス開発を強化すること、及び将来の不動産市場の調整局面へ備えることを目的として③財務基盤を強化することを重点施策として設定しております。

一方、2013年5月公表の新株式発行及び株式売出しにおいて引受人となって以来、継続的に当社のIR活動、資金調達活動、SRRの上場及び当社の東京証券取引所市場第一部への上場市場変更等を通じて、当社グループと大和証券株式会社は密接な関係を築いてきました。また、大和証券株式会社の親会社である割当予定先とも2018年1月公表のSRRの第三者割当による新投資口発行の引受、当社の連結子会社であるサムティアセットマネジメント株式会社（以下「サムティアAM」といいます。）の株式の一部取得等を通して、密接な関係を築いております。さらに割当予定先とはホテル開発における協働等を目指して、協議を重ねてまいりました。その結果、当社グループとしては資金調達力の強化による事業推進の加速、ひいては「サムティア強化計画」の早期達成、割当予定先においては不動産関連ビジネスにおける投資機会の拡大と相互メリットを確認できたため、以下の事項を目的として割当予定先と業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行うことに合意いたしました。

① 大規模ホテルの開発ファンドを共同で立ち上げる。

当初出資額は共同で150億円の予定とする。当社が当該ファンドの投資対象基準に該当する案件に係る情報を取得した場合、当該ファンドに対してかかる情報を提供し、原則として当該ファンドにおいて優先的に検討する。開発ファンドのアセットマネジメント業務はサムティアAMが受託する。

当初出資額から借り入れによるレバレッジを効かせることで、最大300億円程度の投資を計画する。

② ホテルリートを2020年度を目途に組成する。アセットマネジメント業務はサムティアAMが受託する。

当社グループにて保有及び開発中の物件を中心にパイプラインは以下のとおり1,000億円規模のものがあり、開発完了次第順次、当該リートに組み入れていく予定である。また、①大規模ホテル開発ファンドにて開発したホテルも同様に当該リートに組み入れていく予定である。

・パイプライン一覧

名称	所在地	客室数	備考
センターホテル東京	東京都中央区	108室	2018年12月リニューアルオープン
エスペリアホテル長崎	長崎県長崎市	155室	2015年リブランドオープン
エスペリアホテル博多	福岡市博多区	287室	2018年3月28日開業
エスペリアイン日本橋箱崎	東京都中央区	114室	2018年11月9日開業
エスペリアイン大阪本町	大阪市西区	125室	2019年2月15日開業

エスペリアホテル京都	京都市下京区	165 室	2019 年 4 月 25 日開業
メルキュール京都ステーション	京都市下京区	225 室(予定)	2020 年春開業予定
イビスタイルズ名古屋	名古屋市中村区	284 室(予定)	2020 年夏開業予定
(仮称) 京都四条烏丸北館	京都市下京区	80 室(予定)	2021 年春開業予定
(仮称) 京都四条烏丸南館	京都市下京区	140 室(予定)	2021 年春開業予定
(仮称) 京都御池ホテルPJ	京都市中京区	120 室(予定)	2021 年開業予定
(仮称) 羽田ホテルPJ	東京都大田区	362 室(予定)	2022 年開業予定

- ③ 大和証券グループが保有する CRE（企業不動産）に関する情報について、大和証券グループが当社グループへの情報提供が適当と判断した場合に当社グループが提供を受ける（但し、大和証券グループは当社グループ以外に対して情報提供することができる。）。当該情報提供に係る不動産について、大和証券グループが当社グループへの売却が適当と判断し、かつ、当社グループが合意した場合は、当社グループが取得し、当社グループは当該不動産の有効利用や再開発を行い、その種類/用途等に応じて、SRR や上記ホテルリートに組み入れていくことを目指す。
- ④ アジア展開において大和証券グループと協働する。当社グループは既にベトナムのホーチミンにおいて現地デベロッパー数社に対し、合計 2,500 万米ドルを投資しているが、大和証券グループのネットワークを利用し、さらに投資及び事業活動を加速していく。
- ⑤ 富裕層向け不動産販売及びクラウドファンディングについて大和証券グループと協働する。

以上に取り組むことにより、「サムティ強靱化計画」での重点施策である①フィー収入事業の強化・拡大、②ホテル開発・オフィス開発の強化を加速させ、計画達成に向けてより一層邁進してまいります。

当社グループは本業務提携により、大和証券グループの強固な財務基盤やネットワークを活用し、不動産開発、事業及びアジアでの活動をこれまで以上に加速し、かつ拡大していく所存です。

については、大和証券グループが当社の一定数の株式を保有することで、当社グループと大和証券グループの利害を一致させ、提携の効果をより強固にするために、資本提携もあわせて実施することといたしました。

資本提携の手段につきましては、第三者割当の方法による当社が保有する自己株式の処分及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行とすることといたしました。なお、本資本業務提携に伴い、提携強化のため、割当予定先は、当社株主の保有株式を譲り受けることにつき合意が見込まれております。

別紙「サムティ株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項」第 14 項第(5)号に記載のとおり、一定期間、本新株予約権付社債の転換を不可としつつも、大和証券グルー

プとの提携を効果的にするためには本業務提携の当初から大和証券グループが当社の一定数の株式を保有することが望ましいと考えられること及び新規発行ではなく、当社が保有する自己株式を処分することで一株当たり利益の希薄化を最小限に抑え、既存株主の利益保護を図ることも可能であると考えられることから、当社の保有する自己株式を割当予定先に処分することといたしました。また、本新株予約権付社債は、本自己株式の処分とあわせ、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することが可能であること、並びに、当初、発行決議時点の時価を上回る水準に転換価額を設定すること、及び、発行後の株式への転換を一定期間不可とすることで、発行後の一株当たり利益の希薄化を一定程度抑制するとともに、ゼロ・クーポンで発行するため他の調達手法と比較して資金調達コストを低減することが可能であることから本業務提携をより効果的にすることが可能であることに加え、本新株予約権が行使された場合には自己資本の拡充も図られます。従って、本自己株式の処分及び本新株予約権付社債の発行は、本業務提携の趣旨及び既存株主の利益保護の観点から、最適な手段であると判断しております。

2. 資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

上記「1. 資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社と割当予定先が現時点において合意している業務提携の内容は、以下のとおりです。なお、業務提携の具体的な方針及び内容等の詳細については、今後、両社の間で協議を行い、決定してまいります。

- ① 大規模ホテル開発ファンドにおける協働
- ② アセットマネジメント事業の連携強化
- ③ 大和証券グループが保有する CRE に関する情報の当社グループに対する提供
- ④ アジア展開における協働
- ⑤ 富裕層向け不動産販売及びクラウドファンディングにおける協働

(2) 資本提携の内容

当社は、第三者割当の方法により、割当予定先に対して当社の自己株式 1,737,068 株及び転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債の転換による発行株式数 5,813,953 株）の割当てを行います（以下「本第三者割当」といいます。）。割当予定先が本第三者割当により取得する予定の当社自己株式及び当社転換社債型新株予約権付社債の詳細は、「Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権の募集」をご参照ください。なお、当社と割当予定先との本資本業務提携に伴い、提携強化のため、当社株主と割当予定先との間で当社株式を市場外の相対取引により譲渡することにつき合意が見込まれております。本売出しによって、割当予定先は、当社株式 5,204,074 株を取得することになる予定です。

本第三者割当及び本売出しにより、割当予定先が保有することとなる当社株式の数（本

新株予約権付社債にかかる潜在株式数を含む。)は、本自己株式処分により取得する1,737,068株及び本新株予約権付社債が転換価額1,720円によりすべて転換された場合に交付される5,813,953株と合計して12,755,095株(議決権数127,550個)となり、2019年5月30日現在の当社の発行済株式総数40,946,240株(本新株予約権付社債の転換後は46,760,193株)の16.95%(本新株予約権付社債の転換後は27.28%。小数点以下第3位を四捨五入。) (2018年11月30日時点の総株主の議決権数379,664個に本自己株式処分に係る議決権数17,370個を加算した議決権数397,034個に対する割合は17.48%、本新株予約権付社債の転換後の議決権数75,510個を加算した議決権数455,174個に対する割合は28.02%。小数点以下第3位を四捨五入。)を取得することになる予定です。

(3) 取締役の派遣

割当予定先は、本資本業務提携契約上、当社に対し、本業務提携を推進することを目的として割当予定先が指名する者1名を取締役候補者として提案することができます。当社は、当該提案内容及び人選について協議を経たうえで、当社取締役会及び株主総会に付議する予定です。

3. 資本業務提携の相手先の概要

(2019年3月31日現在)

① 名称	株式会社大和証券グループ本社
② 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
③ 代表者の役職・氏名	執行役社長 中田 誠司
④ 事業内容	グループ会社の事業活動の支配・管理
⑤ 資本金	247,397百万円
⑥ 設立年月日	1943年12月27日
⑦ 発行済株式数	1,699,378,772株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	(連結) 14,791人 (2018年3月31日現在)
⑩ 大株主及び持株比率 (2018年9月30日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 6.50%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.59%
	パークレイズ証券株式会社 2.11%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 5) 1.98%
	日本生命保険相互会社 1.93%
⑪ 当事会社間の関係	
資本関係	資本業務提携の相手先が保有している当社の株式の数：0株。 但し、当該会社の子会社である大和PIパートナーズ株式会社(以下「大和PIパートナーズ」といいます。)は当社の株式の1,250,000株を保有しております。 (2018年11月30日現在) 当社が保有している資本業務提携の相手先の株式の数：0株 (2018年12月31日現在)
人的関係	割当予定先の従業員1名が、割当予定先の子会社であるサム

	ティAMの取締役役に就任しています。		
取引関係	当社は、割当予定先の子会社である大和 PI パートナーズが出資する合同会社博多ホテルマネジメントに対して、販売用不動産（エスベリアホテル博多）の売却を行いました。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑫ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
純資産	1,343,433	1,370,520	1,256,430
総資産	19,827,296	21,135,041	21,126,706
1株当たり純資産（円）	745.80	786.56	794.54
営業収益	616,497	712,601	720,586
営業利益	119,062	135,058	67,326
経常利益	135,623	155,676	83,159
親会社株主に帰属する当期純利益	104,067	110,579	63,813
1株当たり連結当期純利益（円）	61.53	66.88	39.95
1株当たり配当額（円）	26.00	28.00	21.00

※ 資本業務提携の相手先である割当予定先は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部の上場会社であります。

また、当社は資本業務提携の割当予定先が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書（2019年5月8日付）において、大和証券グループ全体として反社会的勢力との関係遮断に努めていることを基本姿勢としており、かつ、グループ全体をあげて、反社会的勢力に関する排除に向けた組織的な対応を行う体制を整備しているとされていることを確認しております。

以上のことから、当社は資本業務提携の相手先及びその役員又は経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2019年5月30日
(2) 本資本業務提携契約締結日	2019年5月30日
(3) 事業開始日	2019年6月中旬（予定）

5. 今後の見通し

本資本業務提携は、当期の当社グループの業績等への影響は軽微であると考えておりますが、来期以降、当社グループの安定性、収益力の強化に寄与し、当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。今後の本資本業務提携の進捗により、開示すべき事項が生

じた場合には速やかに開示いたします。

II. 第三者割当による自己株式の処分及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 募集の概要

(1) 本自己株式処分

① 払 込 期 日	2019年6月14日
② 処 分 自 己 株 式 数	普通株式 1,737,068株
③ 処 分 価 額	1株につき1,600円
④ 処 分 価 額 の 総 額	2,779,308,800円
⑤ 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
⑥ 割 当 予 定 先	株式会社大和証券グループ本社
⑦ そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し、払込期日においてその効力が停止していないことを条件とする。

(2) 本新株予約権付社債の発行

① 払 込 期 日	2019年6月14日 本新株予約権を割当てる日は2019年6月14日とする。 但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。
② 新 株 予 約 権 の 総 数	20個
③ 社 債 及 び 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	5,813,953株
⑤ 調 達 資 金 の 額	10,000,000,000円
⑥ 行 使 価 額 又 は 転 換 価 額	1株当たり1,720円
⑦ 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による。
⑧ 割 当 予 定 先	株式会社大和証券グループ本社
⑨ そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し、払込期日においてその効力が停止していないことを条件とする。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 資本業務提携の概要 1. 資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、第三者割当の方法による本自己株式処分及び本新株予約権付社債の発行を、大和証券グループとの業務提携とあわせて実施することにより、大和証券グループとの関係を強化するためであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
12,779,308,800	58,500,000	12,720,808,800

(注) 1. 払込金額の総額は、本自己株式処分による処分価額の総額 (2,779,308,800 円) 及び本新株予約権付社債の発行価額 (10,000,000,000 円) を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、新株予約権付社債評価費用及びその他事務費用 (印刷事務費用、登記費用) 等からなります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

資金の具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
収益不動産用開発用地の取得資金	12,720	2019年6月～2020年5月

本資金調達によって調達した資金は、その全額を大阪本店及び各支店を中心とした全国の主要都市における各開発アセット (マンション・オフィス・ホテルのいずれか) のための収益不動産用開発用地の取得資金に2020年5月末までに充当する予定です。今後取得する開発用地アセットの種類及び規模は、不動産市場環境、各地域の経済状況、個別案件の出現・交渉等の様々な要因の影響を受けるため、2018年11月期の開発用地取得実績と大きく異なる可能性があります。現時点において、2020年5月末までの充当先となる開発用地のアセットの種類及び規模の内訳を確定させることは困難です。

当社グループは、本資金調達による手元資金を確保しながら、収益不動産用開発用地の仕入れの機会をうかがっておりますが、仕入対象となる優良な開発用地が適時に購入できない場合には、上記支出予定時期における開発中の不動産の建築資金に充当する予定です。なお、資金使途に変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

調達資金を実際に充当するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

なお、当社は、2018年10月1日に第19回新株予約権 (一部コミットメント型ライツ・オフティング) を発行し、2018年11月26日までに14,947百万円の資金調達を行っておりますが、調達した資金は、当初の資金使途の通り、収益不動産用開発用地の取得資金として全額充当しております。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行による調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大及び収益力の向上に資するものであることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 自己株式の処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2019年5月29日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,428円、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,430円（小数点以下を四捨五入。以下、株価計算について同様）、本取締役会決議日の直前3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,456円、本取締役会決議日の直前6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,447円を勘案し、本資本業務提携の相手方である割当予定先と協議・交渉を経たうえで、1,600円と決定いたしました。当該処分は、直前営業日の株価及び一定期間の平均株価という平準化された値を勘案することで、株式市場における当社の適切な企業価値を反映できかつ一時的な株価変動の影響などの特殊要因を排除できるため算定根拠として客観性が高く、また直前営業日の株価及び一定期間の平均株価よりもプレミアムになるため既存株主の経済的不利益にはならないことから合理的であり、当該処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価格1,600円は、本取締役会決議日の直前営業日の終値1,428円に対し12.04%のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様）、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対し11.89%のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間の終値単純平均値1,456円に対し9.89%のプレミアム、本取締役会決議日の直前6ヶ月間の終値単純平均値1,447円に対し10.57%のプレミアムになります。

また、本自己株式処分については、監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法性は確保されている旨の意見表明を得ております。

(2) 本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しております。また、ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、本資本業務提携の相手方である割当予定先と協議・交渉を経たうえで、1,720 円と決定いたしました。なお、この転換価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値 1,428 円に対し 20.45%のプレミアム、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値単純平均値 1,430 円に対し 20.28%のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間の終値単純平均値 1,456 円に対し 18.13%のプレミアム、本取締役会決議日の直前6ヶ月間の終値単純平均値 1,447 円に対し 18.87%のプレミアムになります。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額 100 円につき金 100 円）をプルータス・コンサルティングによる評価額（各社債の金額 100 円につき 97 円）を上回る金額で決定しており、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権付社債の発行については、監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングが本新株予約権の算定を行っていること、プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額はかかる評価額の範囲に含まれているものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、適法性は確保されている旨の意見表明を得ております。

（3）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る自己株式 1,737,068 株及び本新株予約権付社債が転換価額 1,720 円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式数 5,813,953 株の合計数は 7,551,021 株（議決権の数 75,510 個）であり、これは、2019年5月30日現在の当社の発行済株式総数 40,946,240 株の 18.44%（2018年11月30日現在の議決権の総数 379,664 個の 19.89%。小数点以下第3位を四捨五入。）に相当します。

しかし、本自己株式処分及び本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり収益不動産用開発用地の取得資金に充当することにより、一層の事業拡大及び収益力の向上に資するものであると考えていることから、本自己株式処分及び本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

上記「I. 資本業務提携の概要 3. 資本業務提携の相手先の概要」に記載のとおりです。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、大和証券グループとの関係を強化するため、株式会社大和証券グループ本社を第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は本資本業務提携契約の存続期間中は、当社の事前の同意なく、本自己株式及び本新株予約権付社債（本新株予約権付社債の転換による当社株式を含む。）を処分することができないことになっております。また、本新株予約権付社債の転換可能期間開始後は、割当予定先は当社の利益状況、協業の状況等を踏まえて本新株予約権付社債の転換を判断していく予定と伺っております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本自己株式処分の処分価額の総額及び本新株予約権付社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の四半期報告書（第82期第3四半期）に記載されている連結財務諸表により、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2018年11月30日現在）		募集後	
森山 茂	12.57%	(株)大和証券グループ本社	27.27%
松下 一郎	8.96%	森山 茂	6.42%
(有)剛ビル	3.48%	松下 一郎	3.23%
山沢 滋	3.37%	山沢 滋	2.74%
大和PIパートナーズ(株)	3.28%	大和PIパートナーズ(株)	2.67%
笠城 秀彬	3.00%	(有)剛ビル	2.60%
江口 和志	2.90%	笠城 秀彬	2.44%

日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口) 2.49%	日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口) 2.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) (信託口) 2.26%	日本トラスティ・サービス信託 銀行 (株) (信託口) 1.84%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 2.25%) 香港上海銀行東京支店 カスト ディ業務部)	江口 和志 1.71%

(注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2018年11月30日時点の株主名簿を基準としております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、2019年5月30日現在の発行済株式総数(40,946,240株)に、本新株予約権付社債が転換価額1,720円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式5,813,953株を加えた株数(46,760,193株)を基に算定しております。

3. 募集後の大株主及び持株比率は、2018年11月30日時点の株主名簿を基準に、森山茂及び江口和志については譲渡制限付株式報酬により取得した株式(それぞれ13,800株及び9,900株)並びに森山茂、松下一郎及び江口和志についてはストックオプションの行使により増加した株式(それぞれ384,272株、251,266株及び225,424株)を加え、森山茂、松下一郎、有限会社剛ビル及び江口和志については本売出しにより譲渡した株式(それぞれ2,180,000株、2,150,000株、105,000株及び540,000株)を差し引いて算定しております。

4. 割当予定先の保有株数は、本自己株式処分により取得する1,737,068株、本新株予約権付社債が転換価額1,720円によりすべて転換された場合に交付される5,813,953株及び本売出しにより譲渡される5,204,074株(合計12,755,095株)を基に算定しております。

8. 今後の見通し

上記「I. 資本業務提携の概要 5. 今後の見通し」に記載のとおりです。

(企業行動規範上の手続き)

企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分及び本新株予約権付社債の発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権付社債全てが普通株式に転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2016年11月期	2017年11月期	2018年11月期
連結売上高（百万円）	52,409	60,479	84,274
連結営業利益（百万円）	8,586	10,131	14,033
連結経常利益（百万円）	6,788	8,461	11,635
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	4,628	5,661	8,489
1株当たり連結当期純利益（円）	196.42	234.25	283.89
1株当たり配当金（円）	33.00	47.00	68.00
1株当たり連結純資産（円）	1,372.75	1,549.33	1,616.59

(注) 1. 「連結売上高」、「連結営業利益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、百万円未満は切捨てております。

2. 当社は、2018年9月30日の株主確定日における株主に対しライツ・オフリング（一部コミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に基づく新株予約権の無償割当てを行い、当該新株予約権の払込が完了しております。ライツ・オフリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、2016年11月期の期首に当該ライツ・オフリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して、1株当たり連結純資産額及び1株当たり連結当期純利益金額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019年5月30日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	40,946,240株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年11月期	2017年11月期	2018年11月期
始 値	1,236円	1,071円	1,652円
高 値	1,310円	1,912円	2,450円 ※1,727円
安 値	880円	1,026円	1,578円 ※1,413円
終 値	1,065円	1,658円	1,516円

(注) 2018年10月1日を割当日とする一部コミットメント型ライツ・オフリングによる新株予約権を発行しており、2018年11月期の※印は、ライツ・オフリングによる権利落後の株価であります。

② 最近6ヶ月間の状況

	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月	2019年 3月	2019年 4月	2019年 5月
始 値	1,520 円	1,240 円	1,530 円	1,503 円	1,521 円	1,440 円
高 値	1,559 円	1,558 円	1,556 円	1,583 円	1,586 円	1,471 円
安 値	1,116 円	1,226 円	1,458 円	1,426 円	1,313 円	1,386 円
終 値	1,257 円	1,523 円	1,512 円	1,500 円	1,440 円	1,428 円

(注) 2019年5月の状況につきましては、2019年5月29日までの状況を表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年5月29日現在
始 値	1,418 円
高 値	1,431 円
安 値	1,391 円
終 値	1,428 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第19回新株予約権（一部コミットメント型ライツ・オフアリング）の発行

割当日	2018年10月1日
調達資金の額	14,947,146,651 円（差引手取概算額：14,865,906,651 円） （内訳） 新株予約権の発行による調達額 0 円 新株予約権の行使による調達額 14,947,146,651 円
募集時における発行済株式総数	27,183,118 株
割当先	2018年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主
当該募集による潜在株式数	12,688,579 株
行使状況	25,377,159 個
現時点における潜在株式数	0 株（注）
発行時における当初の資金使途	収益不動産用開発用地の取得資金
発行時における支出予定時期	2018年11月～2019年11月
現時点における充当状況	当初予定である収益不動産用開発用地の取得資金として、マンション約24億円（9物件）、ホテル約124億円（5物件）を全額充当済み

(注) 2018年11月26日をもって行使期間が満了し、同日付で未行使の新株予約権は引受証券会社により全て行使されております。

10. 処分要項

(1) 株式の種類及び数	普通株式 1,737,068 株
(2) 払込金額	1株につき1,600円
(3) 払込金額の総額	2,779,308,800円
(4) 申込期間	2019年6月14日
(5) 払込期日	2019年6月14日
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 割当予定先	株式会社大和証券グループ本社
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生し、払込期日においてその効力が停止していないことを条件とする。

11. 発行要項

別紙をご参照ください。

Ⅲ. 当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 売出要項

(1) 売出株式の種類及び数	普通株式 5,204,074 株
(2) 売出価格	1株につき1,600円
(3) 売出価格の総額	8,326,518,400円
(4) 売出株式の所有者及び 売出株式数	森山茂氏 2,180,000株 松下一郎氏 2,150,000株 江口和志氏 540,000株 小川靖展氏 137,240株 有限会社剛ビル 105,000株 松井宏昭氏 91,834株
(5) 売出方法	森山茂氏、松下一郎氏、江口和志氏、小川靖展氏、有限会社剛ビル、松井宏昭氏による株式会社大和証券グループ本社に対する当社普通株式の譲渡
(6) 申込期間	2019年6月7日
(7) 受渡期日	2019年6月7日
(8) 申込証拠金	該当事項なし。
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

(注) 売出価格については、上記「Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」における本自己株式処分の払込金額と同額となり、当事者間の協議において決定されております。

2. 売出しの目的

当社と割当予定先との本資本業務提携に伴い、当社取締役4名、その他当社株主2名と割当予定先との間でそれぞれ当社株式を市場外の相対取引により譲渡することにつき合意が見込まれていることから、関係法令の定める手続として、売出しによる譲渡を行うことを目的とするものです。

3. 異動が生じる経緯

上記「I. 資本業務提携の概要 2. 資本業務提携の内容（2）資本提携の内容」及び上記「1. 売出要項」に記載のとおり、本売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が発生する見込みです。

4. 異動する株主の概要

（1）新たに主要株主である筆頭株主となる株主の概要

上記「I. 資本業務提携の概要 3. 資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

（2）主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

氏名	森山 茂
住所	大阪府豊中市

5. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

（1）株式会社大和証券グループ本社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2018年11月30日現在)	—	—	—
異動後	52,040個 (5,204,074株)	13.71%	第1位

- (注) 1. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2019年6月7日の総株主の議決権の数379,664個（予定）に基づいて算出しております。
2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 異動後の大株主の順位は、2018年11月30日現在の株主から、本売出しによる株主の異動以外に変動が生じないことを前提としております。

（2）森山 茂

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2018年11月30日現在)	47,863個 (4,786,300株)	12.61%	第1位
異動後	26,063個 (2,606,300株)	6.86%	第2位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2018年11月30日現在の総株主の議決権の数 379,664 個に基づいて算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2019年6月7日の総株主の議決権の数 379,664 個（予定）に基づいて算出しております。
2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 異動後の大株主の順位は、2018年11月30日現在の株主から、本売出しによる株主の異動以外に変動が生じないことを前提としております。

6. 異動予定日

2019年6月7日

7. 今後の見通し

上記「I. 資本業務提携の概要 5. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と異なる可能性がございますので予めご了承ください。

サムティ株式会社
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 募集社債の名称
サムティ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金100億円
3. 各社債の金額
金5億円の1種。各社債の口数は20口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 本新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
5. 払込金額
各社債の金額100円につき金100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
本社債には利息を付さない。
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 申込期日

2019年6月14日

10. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2019年6月14日。但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。

11. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権付社債を株式会社大和証券グループ本社に割り当てる。

12. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2024年6月13日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- ① 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行

為承認日時点で有効な転換価額（第 14 項第(3)号(ハ)①に定義される。）で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

② ①以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(3)号(ハ)③、④及び⑥に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 14 項第(3)号(ハ)②乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

(ロ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下同じ。）に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する

意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)及び(ロ)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(ロ)に基づく通知が行われた場合には、本号(ロ)の手続が適用される。

(ハ) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ニ) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求

する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

13. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 20 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
- (イ) 種類
当社普通株式
- (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使され

た本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,720円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至⑦に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)⑤(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場

合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したものとして本(iii)を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基

準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 配当による転換価額の調整

本号(ハ)①及び②のほか、当社は、本新株予約権付社債の発行後、本配当(以下に定義する。)の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「本配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり本配当}}{\text{時価}}$$

但し、「1株当たり本配当」とは、本配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金5億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。

「本配当」とは、2024年6月13日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金5億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- ⑤ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(但し、本号(ハ)③(iv)の場合は基準日)、本配当による転換価額調整

式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。以下「時価」という。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑥に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
 - (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑥ 本号(ハ)③及び④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑦ 本号(ハ)②乃至⑥により転換価額の調整を行うときは、当社は、あ

らかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の新株予約権者は、2020 年 12 月 13 日から 2024 年 6 月 13 日（第 12 項第(2)号(イ)乃至(二)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第 124 条第 1 項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号。以下同じ。）第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める

増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 19 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (ロ) 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継当社が組織再編行為を行う場合は、第 12 項第(2)号(イ)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式

の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第 14 項第(3)号(ハ)②乃至⑦と同様の調整に服する。

- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第12項の規定に違背したとき。
 - (ロ) 第15項第(1)号の規定に違背したとき。(ハ)本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (二) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義

務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。

- (ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの金額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

株式名簿管理人 事務取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 準拠法

日本法

21. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当

社代表取締役社長に一任する。

- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上